

### ノルディックウォーク教室 参加者募集!

元気な身体を維持するためには、無理なく楽しく運動を続けることが大切です。

2本のポールを使って歩く「ノルディックウォーク」は、正しい姿勢で体全体を使って歩くため、効率の良い歩き方が身につく、ダイエット効果はもちろん、認知症予防などが期待されています。健康づくりの一環として、ノルディックウォーク教室を開催しますので、ぜひご参加ください。



●申し込み・問い合わせ先  
長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線215)

### 大池公園周辺でウォーキング!

- 対象者** おおむね65歳以上の方
- 日時** 11月16日(水) 14:00~16:00  
※13:30から受付を開始します。
- 場所** 大池公園周辺  
集合場所:大池公園東側駐車場
- 開催内容** 楽しく歩いて健康づくり  
ノルディックウォーク  
①ノルディックウォークのお話  
②ポールを使ったストレッチ  
③ノルディックウォークで公園散策
- 参加定員** 20名(先着順)  
※町内在住の方を優先させていただきます。
- 参加費** ①ポールをお持ちの方 200円  
②ポールをお持ちでない方 500円  
※傷害保険代込み
- 申込期間** 11月1日(火)~11日(金)  
長寿福祉課まで、住所・氏名・年齢・電話番号・ポールの有無をお知らせください。
- 講師** 中川晋吾さん  
ノルディックウォーク公認指導員  
鍼灸師・柔道整復師

### 11月は「児童虐待防止推進月間」です

「もしかして?」ためらわないで! 189  
虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

年中無休・24時間受付  
児童相談所全国共通3桁ダイヤル 189

現在、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たず、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題となっています。児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応から虐待を受けた子どもの保護・自立支援まで、切れ目ない総合的な対策をさらに進めることが必要です。

児童相談所全国共通ダイヤル「189」は、虐待かもと思ったときなどに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

●連絡・問い合わせ先  
子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線224)  
福岡県京築児童相談所 TEL 84-0407

### レモンを栽培してみませんか!

町ではレモンを特産品として栽培を推奨しています。近年テレビなどで取り上げられることも増え、徐々に「こうげレモン」の知名度もあがってきています。

しかし、まだまだレモンの生産量が少なく引き続き栽培面積を増やしていく必要があります。このため町ではレモンの生産量を増やすため、レモンの苗木を配布します。

条件は以下のとおりですので栽培にご協力いただける方はぜひお申し込みください。

- 安定した生産量を確保するため、一人につき20本以上栽培できる方。
- 収穫したレモンは道の駅など直売所への出荷を基本とします。
- 上毛町レモン研究会に入会していただきます。  
(入会金、年会費などはありません)
- 定植適期は3月末頃ですので配布も3月頃となります。
- 推奨する木と木の間隔は5m程度です。
- レモンの収穫は定植後3年程度かかります。
- 配布総数は160本程度を予定しています。希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

- 申込期限 11月30日(水)
- 申込方法 産業振興課に備え付けの申込書をご提出ください。
- 申し込み・問い合わせ先  
産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線181)

### 行橋税務署からのお知らせ

- 11月11日~11月17日は税を考える週間です。
- 令和5年度から国税専門官採用試験に新区分(理工・デジタル系)が創設されます!  
興味のある方はぜひ、国税庁HPをご覧ください。(https://www.nta.go.jp/about/recruitment/digital/index.htm)
- 問い合わせ先 行橋税務署 TEL 0930-23-0580(代表)

## 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金を支給します

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯あたり5万円の給付金を支給します。  
※住民税非課税世帯、家計急変世帯の両方に該当した場合でも、給付金の支給は1回限りです。  
※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯の場合は対象となりません。

### 対象世帯

- ①住民税非課税世帯 (申請は必要ありませんが、確認書を返送してください)  
令和4年9月30日時点で本町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯(対象となる世帯には、11月上旬に確認書を送付します)
- ②家計急変世帯 (申請が必要です)  
令和4年9月30日時点で本町に住民登録があり、予期せず令和4年1月から12月の収入が大幅に減少し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯  
※定年退職等の想定内の事情による収入の減少は対象外となります。

支給額 1世帯あたり 50,000円

### 手続き方法

- ①住民税非課税世帯  
11月上旬に、対象となる世帯に給付金を受給するための「確認書」を送付しますので、返送をお願いします。  
給付金は町が確認書を受領してから概ね2週間程度で振り込まれます。  
※確認書の内容に不備がある場合は支給が遅れる場合がございます。
- ②家計急変世帯  
11月1日に申請書類をホームページに掲載しています。  
申請書類と確認書類を長寿福祉課まで提出してください。  
※詳細はホームページをご確認ください。

申請受付期間 11月1日(火)~令和5年1月31日(火)



●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線168)